

教育民生委員会 会議録

日 時 令和6年3月15日（金曜日） 午前9時54分～午前11時54分
場 所 白杵庁舎2階 第3委員会室

出席委員の氏名

委員長 川辺 隆 副委員長 匹田久美子 委員 甲斐 尊
委員 安東 鉄男 委員 河野 巧 委員 吉岡 勲

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（市民担当 柴田 監 税務課長 中尾 敬
兼福祉保健担当）
保険健康課長 川辺みさご 子ども子育て課長 尾本 浩
高齢者支援課長 安藤 隆文 教育次長兼教育総務課長 後藤 誠也
学校教育課長 新名 敦 その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

書記 大井智香子

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第9号	白杵市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第10号	白杵市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	原案可決
第11号	白杵市介護保険条例の一部改正について	原案可決
第12号	白杵市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決

第13号	白杵市子ども・子育て総合支援センター条例の一部改正について	原案可決
第27号	白杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止について	原案可決
第28号	白杵市奨学資金に関する条例の一部改正について	原案可決

午前9時54分 開議

○委員長（川辺 隆）

ただいまから教育民生委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は7件であります。お手元の次第にそって審査を行いたいと思います。

まず保健健康課所管の第10号議案 白杵市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について、を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎保険健康課長（川辺みさご）

（ 付議議案、条例議案新旧対照表及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（甲斐 尊）

条例第2条のところについてちょっと具体的な説明をお願いしたいんですけども。2条の下から2行目の文書ですが、「当該予防接種との因果関係の有無に関する医学的見地からの調査を行い」とあるんですが、最終的には課長のご説明にあったとおり説明資料にあります、国の疾病障害認定審査会が判定すると思うんですけども、これに絡んでどのような医学的見地から、どのレベルというか調査を行って進達をするのか、ちょっと具体的な状況が分かれば、お知らせください。

◎保険健康課長（川辺みさご）

甲斐委員の質問にお答えいたします。先ほどの資料の中の裏面というか、請求方法と必要書類というところがあると思うんですけど、この健康被害の審査を受けようというときには、診断書などいろんな書類が必要になってくるんですけど、その中で出てきた書類において、審査委員会の中で、例えば具体的に、熱が出るとかいろんな症状があった際に、予防接種をした期間、どのぐらいで熱が出ているのか、それを先生がいつどうやって診断をしたのかとか、そういったことが詳細に書かれているか、国が審査をするにあたって、この書類で国の委員さんたちが予防接種との関連を審査できるかというような面を医学的見地から、審査をしていたくというような形になっています。以上です。

○委員（甲斐 尊）

改めて確認ですけれども、私の理解で解釈すると、ここの資料に掲げている裏面の必要書類がまずは正しくそろっているかどうかという部分と、書類の確認に関して医師が関与する部分というのは、診断書とか診療記録の確認とかになってくるわけですね。ですから、繰り返しになりますけれどもあくまでも判定に関して、意見を述べたりとかそういうことはないということによろしいですね。

◎保険健康課長（川辺みさご）

判定に関しては、もう市町村で受けた予防接種による健康被害かという判定は、基本的には行わないことになっていきますので、国が審査をする場合に審査に必要な書類が、医学的見地から見てそろっているかということを審査する委員会となります。

○委員（甲斐 尊）

第3条のことについてですけれども、それを踏まえてこの組織、委員構成ですが医師が入っているのはもちろんだと思うんですけど、学識経験者というのは具体的にどのようにイメージされてますでしょうか。

◎保険健康課長（川辺みさご）

学識経験者ということで、臼杵市において、これまではあまり法にのっとりというところはないんですけど、もし法にということがあれば、大学の先生であったり、中部保健所の所長も医師にはなるんですけど、保健所の職員であったりというようなところを、考えております。

○委員（甲斐 尊）

これは、もう要望というか意見ですけれども、この委員会の特性から考えて、なるべくそういった医学に精通というか、保健衛生に精通した学識経験者を配置されることを希望いたします。以上です。

○委員長（川辺 隆）

ほかにありませんか。

○委員（河野 巧）

私は第3条のところをお聞きしたかったんですけど、ご説明にあったように、甲斐委員も言われたんですけど、どういった方がなるのかなというのが一つあったのと、この条例をつくることで、予算的なもの、こういうをつくるとなると、この方々の委託料っていうか報酬のほうどれぐらいを想定されているのか、要はこの条例をつくることで幾らぐらい臼杵市が予算措置をしないといけないのかというのが、分かればお知らせください。

◎保険健康課長（川辺みさご）

この場合、委員を選任いたしますので、その報酬として専門的な知識を持って委員に任命する場合は、条例の中で1万5,000円というふうに書かれておりますので、1人当たり1万5,000円で、7人以内ということで市の職員もいますので、多くても5名程度ぐらいが外

部の方をお願いするので1万5,000円の4人から5人を今予算として想定して、あとは、申請がないと開くものではありませんので、申請があれば2回、3回と開くことがありますので、それに応じた予算を計上しているところであります。

○委員（河野 巧）

本来であれば国がするべき、これまでもやってきたと思うんですけども、予防接種において、臼杵市では初めての条例になるのでしょうか。お願いします。

◎保険健康課長（川辺みさご）

本来であればこの審査は国がするんですけど、国のほうから通知が来ておりまして、この調査委員会は、市町村において設置をしてくださいということで、先ほども説明で伝えたんですけど、今までは要綱で説明をしていたんですけど、条例のほうに適しているということで判断をし、今回条例を制定するものであります。

○委員（河野 巧）

想像でしかないんですけど、やはりいろんな予防接種が増えて、健康被害が想定よりも増えているから、国のほうもこういう仕事っていうか、地方の自治体にもお願いしてきているのかなと思うんですけど、これを制定すると、国からのそういう予算措置みたいなのは何かあるんですかね。要するに、国のほうからお願いされた事業のような形なので、その都度、今言った、1万5,000円じゃないんですけど、これをつくれば、幾らか交付税措置として行います。とかいうのがあるのかないのかお願いします。

◎保険健康課長（川辺みさご）

河野委員の質問にお答えいたします。予防接種は、基本的に市町村が実施主体となっていくものでありますので、予防接種そのものに対しても、今回の健康被害調査委員会につきましても、国からの補助金というものはなく、予防接種に対しては、地方交付税措置の中で、少し措置があるというところになっております。反対に調査委員会で申請を行って、給付がもしご本人さんにあった場合は全額、国の負担として10分の10出るようになっておりますので、その分については負担金として国からお金が入ってくるようになっております。

○委員（河野 巧）

最後ですけども、例年に比べてどれぐらいの率で相談の方が増えているんで、国も地方自治体のほうにお願いしてきたのか、これまでだったら年に一、二回しかなかった相談がもっと増えているのか、その辺、数字的なのが分かればお願いします。

◎保険健康課長（川辺みさご）

河野委員の質問にお答えします。

まず今回、臼杵市は今年度条例化をするんですけど、もともとの健康被害調査委員会というのは、予防接種法ができたときからある委員会で、臼杵市としてはこれまで要綱の中でやっていたので、この制度自体は以前からあります。今回、臼杵市が条例にというところの背景の一つには、令和3年度までは、この予防接種健康被害調査委員会というのは臼杵市では、

要綱で定めてそういったのがあったときには開催するようにしていたんですけど、それまで開催というのはない状況でしたが、補正予算のときにも少しお話ししたんですけど、今回新型コロナウイルスワクチンの接種によって、これまで6件の健康被害の申請がありましたので、やはりこの健康審査会を開かないといけないということで、開いていく中でしっかり条例として制定することが、望ましいということで今回、上程をさせていただいたものです。

○委員長（川辺 隆）

他にありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

（ 委員長を匹田副委員長に交代 ）

○委員（川辺 隆）

この条例は、臼杵市が条例として上程していますが、他市の動向があれば少し教えてください。

◎保険健康課長（川辺みさご）

川辺委員の質問にお答えいたします。他市の状況で、大分県内の状況しか、把握をできていないんですが、県内臼杵市除く17市町村のうち現在、条例化をしているのが10市町村、規則で定めているのが2市町村、要綱で定めているのが4市町村ということでやはり条例で定めている市町村が多いので臼杵市も今回条例のほうに、させていただきたいと思っております。

○副委員長（匹田久美子）

それでは、委員長を交代します。

（ 委員長を川辺委員長に交代 ）

○委員長（川辺 隆）

他にありませんか。

○副委員長（匹田久美子）

一つ確認だけさせていただきたいんですけど、ご本人や家族の方が請求をするとなっているんですけど、請求された後、市が設けた健康被害調査委員会において、その請求を棄却するとか、受け付けないというような想定もあるんですか。100%受け付けて審査するんですか。

◎保険健康課長（川辺みさご）

匹田委員の質問にお答えいたします。基本的には、この調査委員会で否決ということではなく、この書類が足りないのでもうそろえてくださいといったことや、書類がちょっと足りないのでもう一度審査が必要ですよと言って、これまで二回審査をしたというようなケースはありますが、基本的には審査があった分に関しましては、国のほうへ進達するという形になっております。

○委員長（川辺 隆）

ほかに質問はありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第10号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

異議なしと認めます。

よって第10号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で保健健康課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時16分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

次に、税務課所管の第9号議案 白杵市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題いたします。執行部の説明を求めます。

◎税務課長（中尾 敬）

（ 付議議案、条例議案新旧対照表及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

国からの給付金とかで非課税世帯とか、均等割とかいう話で、白杵の場合1万3,000世帯くらいあると思うんですけど、そのうち5,500世帯ぐらいがそういう形ですけど、今回改定するに当たって、どれぐらいの方に想定というか関係する方がいらっしゃるのかというの

が、今分かりますでしょうか。

○委員長（川辺 隆）

休憩いたします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 27 分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

◎税務課長（中尾 敬）

河野委員の質問にお答えいたします。12月末時点の数値となりますが、国保加入者世帯になりますが、現在で5,034世帯、人数としまして7,332名ということになります。そして、平等割の世帯数につきましては4,952世帯、そして令和7年の本査定時の均等割の負担人数は7,859名というふうになっております。そして7割軽減の世帯になりますが、1,897世帯になります。5割軽減の世帯が842世帯、2割軽減世帯が507世帯というような状況となっております。以上です。

○委員（河野 巧）

先ほど、モデル2のほうで、40代夫婦子ども2人世帯、これは世帯主の所得が200万円の考え方でよかったですかね。

◎税務課長（中尾 敬）

河野委員の質問にお答えします。

夫のみの所得というような形になります。

○委員（河野 巧）

これが平均ですかね。親子と2人の標準世帯でいうと、ここの部分になるってことでよろしいでしょうか。

◎税務課長（中尾 敬）

河野委員の質問にお答えいたします。国保の全体の世帯の人数を見ますと、66歳以上の世帯が大半を占めている状況にあります。ですので、1番多いモデルケースとしましてはモデル3が、国保の中の構成で見たときには、1番多いモデルケースというふうな形になります。以上です。

○委員（甲斐 尊）

何点か質問いたしますが、資料に今回の軽減に係る財源の資料がないんですけども、ちょっと心配なのは、引き下げることは一般的にはいいことだと思うんですけども、それに伴う今回の財源措置、今回、国保運営にあたっては今までもなく税と基金とその他の収入が、財源とし

て構成されると思うんですけども、その財源構成がどのように変化するのか。一般的には課税客体が少なくなるので、国保税収入自体は、そんな期待できないですけどそれをカバーするために恐らく基金の繰入れを増やすだとか、その他の収入を増やすとかあると思うんですけどその辺の説明をお願いしたいと思います。

◎保険健康課長（川辺みさご）

甲斐委員の質問にお答えいたします。財源ではありますが、今回減税をすることで、約2, 100万円の国保税の収入が下がることになるんですけど、平成30年度以降、国保の決算といたしましては、毎年約3, 000万円から多いときには1億6, 000万円ぐらいの決算でずっと黒字が続いている状況であります。これは今、甲斐委員がおっしゃられた、県や国からの交付金が収入として多くなっているというところと、白杵市自体の基金が約10億6, 000万円ありますので、万が一、今回これで、収支赤になった場合も、基金を繰入れて行えるということで基金は10億円あるんですけど、できるだけ保険者の方に還元していきたいということで今回、国保税の引下げを検討したものであります。以上です。

○委員（甲斐 尊）

財源の構成について分かりました。これを一応、税を引き下げることによって、恐らく徴収率は上がると思うんですけども、税の現行の徴収率の状況とあわせて、見込み等が分かれば教えていただきたいと思うんですが。

◎税務課長（中尾 敬）

甲斐委員のご質問にお答えいたします。

徴収率ということですが、現在、税務課が徴収分を担っております。税の全体を見たときに、3保険を税の徴収の中でも、優先的に力を入れて徴収を現在ずっと進めております。これは、納税者の方が滞納をすることによって、一番に市民サービスが受けられなくなるおそれがある。それをみんなに等しくサービスを受けていただくために、保険料のほうに優先的に充てて、通院、介護サービス等を受けていただける、保険料のほうに優先的に入れている現状があります。そして、率につきまして今回、金額を下げることによって徴収率が上がるのではないかとありますが、今回下げることにして、税率上げるために税務課のほうとして全力を尽くしてまいりたいと思います。しかしながら現在、国保税に限って言います。滞納されている方というのが、高齢者の方が多いというふうな傾向がありますので、非常に根本的に、払いづらいという方が多いということもありまして、そして今回、高齢者の方とか、ひとり暮らしで効果があると、こちらとしては幸いです。もともと年金自体が低い方とか、対象になっている部分がありますので、徴収率が上がるようには全力を尽くすんですが、飛躍的に、徴収料が上がるかということ、大きくは望めない部分があるのかなというふうには分析しております。以上です。

○委員長（川辺 隆）

よろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長(川辺 隆)

ほかに質疑はありませんか。

委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

(委員長を匹田副委員長に交代)

○委員(川辺 隆)

1点だけよろしいでしょうか。今回のこの措置に対する期間的なものがあれば、大分県の動向も含めて、委員の皆さんにご説明をお願いいたします。

◎保険健康課長(川辺みさご)

川辺委員の質問にお答えいたします。今回の減税措置についてですが、令和5年12月の議会のときに、全員協議会で少し説明をさせていただいたんですけど、国保税につきましては、令和11年度に大分県で国保税を統一するということを目標に協議を進めております。令和11年度に国保税が県下で統一をされた場合は、臼杵市で税率を決めることができませんので、この減税に対しても、令和10年度までの措置ということと、基金につきましても、基金を減税というふうな措置に、令和11年度以降は使うことができませんので、まずは令和10年度までという形で、現在検討しているところであります。以上です。

○副委員長(匹田久美子)

それでは、委員長を交代します。

(委員長を川辺委員長に交代)

○委員長(川辺 隆)

他にありませんか。

(「なし」の声)

○委員長(川辺 隆)

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(川辺 隆)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第9号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(川辺 隆)

異議なしと認めます。

よって第9号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で税務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

次に、高齢者支援課所管の第 11 号議案 白杵市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎高齢者支援課長（安藤隆文）

（ 付議議案、条例議案新旧対照表及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をもってお願いします。

○委員（甲斐 尊）

3 点ほどお伺いしたいと思います。まずこの資料の A4 横置きのことですけども、今回第 13 段階までの保険料を新たに設定したんですけども、白杵市の現況を鑑みますとどこが 1 番多いところの段階になるのかと、県下各市から見て、白杵市の保険料が高いのか安いのか、一般的なのかという部分と最後に介護保険の基金ですね。今回もし、介護保険料の上昇、もし抑制的にしたということであれば、おそらく基金の繰入れを増やしたかどうか分からんですけど、したと思うんですけどそういった部分を含めて基金の状況、お知らせ頂きたいと思います。以上 3 点よろしくお願いします。

◎高齢者支援課長（安藤隆文）

甲斐委員のご質問にお答えいたします。先ほどの A4 の資料のほうをご覧ください。1 番右のところに対象者数っていうのがありまして、第 9 期の保険料のところですが、ここに対象者となる人の数と割合を入れております。ここの数だけ見ると、第 1 段階の生活保護を受けている方とか、世帯全員市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員市民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下の対象の方が 2,602 名おりまして、ここが 17.65% ということで 1 番多い数となっております。その次に、第 6 段階の方で本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人ということで、2,543 人、17.25% というふうになっております。その他の段階はここに書かれているとおりの人数で割合がこういうふうな形となっております。続きまして、白杵市の介護保険料について、県内での状況をお知らせいたします。第 8 期のときの介護保険料ですが、第 8 期の時に市で 1 番高かったところが由布市 6,485 円でした。姫島村が 4,750 円で、県内で 1 番低かったところです。そのときの白杵市が 5,

200円ということで、市の中では1番低い金額となっております。今週、県のほうが国のシステムを使って、県内の保険料を集計した資料を配付していただいているので、そこをちょっと簡単に説明させていただきます。第9期は、大分県の平均が6,236円となっております。8期と比べると県平均で280円上がっております。その中で今回1番高くなったのは、昨日の合同新聞だったと思うんですが、そこでも触れられていまして、大分市が県内でトップで6,852円ということで、今回653円上昇しております。臼杵市が今回100円上げましたが、市の中では1番安い金額ということで、臼杵市が姫島に次いで安い金額のままとっております。今回の増減を見ると、そんなに大きく上がったところは大分市ぐらいで、ほかの自治体であれば、100円から200円の上昇もしくは、これ以上の負担を上げられないという自治体が多かったのかなというところと、ちょっと1市だけ分析してみないと分からないんですが、保険料を下げた市もありますので、そういったところはまた今後の検討になるのかなと。ちょうど今、保険料については、各市の議会でもまたご議論頂いていると思うので、そういうところを見てだと思えます。なので、臼杵市としては、大分県内では1番低い保険料というふうに思っただけだと思います。最後に基金の状況ですが、臼杵市の基金が現在約7億円あります。もちろん、その基金を入れまして保険料を下げるというふうに思っております。基金のほうは、9期では約1億8,000万円使って、この活用の仕方もうすぐ悩んで、ずっと持っていたとしても、国保と比べたら悪いんですが、臼杵市だけちょっと基金を持っていたほかの自治体と、例えば大分市とかと一緒にになるとか、保険財政がとかいうふうな議論になったときに、デメリットになると悪いので、基本的には10年先には今ある7億円を使っていけば、国のほうも措置をいろいろ考えてくれるんじゃないかというところで、なるべく臼杵市にはデメリットのないような活用の仕方、10年先を見たところでの基金を繰入れて、なるべく、保険料は下げたいなというふうなところで計画しております。以上でございます。

○委員長（川辺 隆）

他にありませんか。

○委員（安東鉄男）

今の関連ですけど、臼杵と隣接する津久見とか豊後大野が分かったらちょっと教えていただきたい。

◎高齢者支援課長（安藤隆文）

臼杵と隣接するところの金額ですが、これは県から示されただけなので、最終的にはまた各市の議会で議決を得てだと思います。津久見市が6,248円です。それと隣接で行くと豊後大野市が6,250円。割合を簡単にご説明いたしますと、4,500円から5,000円以下の自治体は1保険者、これは姫島村です。5,000円以上5,500円以下が3保険者ということで、臼杵市と豊後高田市と国東市の3市です。5,500円から6,000円の間が8保険者で、6,000円から6,500円以下が5保険者、6,500円以上が1保険者で大分市というふうになっております。そういう感じです。

○委員（安東鉄男）

白杵市は下から３番目とか４番。

◎高齢者支援課長（安藤隆文）

白杵市は市町村全部含めると姫島村の次の２番目ですが、市でいうと１番安いというところになっています。以上です。

○委員（安東鉄男）

非常に財源の回しがいいなという印象を持っております。介護保険の場合、白杵と津久見で広域でやっている事業も、結構あるかと思いますが、その中で、１，０００円近く違うというのは、本当とってもいいかなと感じました。以上です。

○委員（甲斐 尊）

介護保険料を負担する市民の目線からいうと結構なことですけど、一方で介護保険料も含めてもろもろ財源が、福祉施設で働いている方々の処遇改善につながるとは思っているんですけども、ちょっと私も不勉強があるんですけど、今回の介護保険料を白杵市が下げることによって、直接的には福祉施設の方々の処遇のほうにどのように影響するか、あるいはもう全く、それはまた別の問題なのかについてちょっと、教えていただきたいと思うんですが。

○委員長（川辺 隆）

休憩いたします。

午前１０時５８分 休憩

午前１０時５９分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

◎高齢者支援課長（安藤隆文）

国のほうが、昨年度末１２月に介護報酬の改定というのをを出しております。この中で介護職員の処遇改善については、令和６年６月になるんですが、プラス０．９８％でその他の改定率というのが、賃上げ税制を活用しつつ介護職員以外の処遇改善を実現できる水準ということで０．６１％のプラスで合計をいたしますと、プラス２．０４％の改定で増額となります。この介護保険を使う方のお金、例えば施設を利用する金額っていうのは、全国一律どこも同じっていうふうに思っていただければ良いと思います。なので、白杵市が利用者の保険料を下げたことによって、施設に入るお金が減るかという、利用者がいれば、特に変わることはございません。以上です。

○委員長（川辺 隆）

他にありませんか。

(「なし」の声)

○委員長(川辺 隆)

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(川辺 隆)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第11号議案については原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(川辺 隆)

異議なしと認めます。

よって第11号議案については原案のとおり、可決すべきものとして決しました。

以上で高齢者支援課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時06分 再開

○委員長(川辺 隆)

再開いたします。

次に、子ども子育て課所管の第12号議案 白杵市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎子ども子育て課長(尾本 浩)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(川辺 隆)

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員長(川辺 隆)

よろしいですか。

(「なし」の声)

○委員長(川辺 隆)

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(川辺 隆)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第12号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(川辺 隆)

異議なしと認めます。

よって第12号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続きまして、第13号議案 白杵市子ども子育て総合支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎子ども子育て課長(尾本 浩)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(川辺 隆)

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いします。

○委員(甲斐 尊)

内容について特に申すことはないんですけども、ちょっと細かい話ですけど、第4条で所長がセンター長に改正されていますが、この意味が何かあるんでしょうかね。

◎子ども子育て課長(尾本 浩)

甲斐委員の質問にお答えいたします。今回、児童福祉法の中で子ども家庭センターというふうなこの文言が出ましたので、改めて特に変更する必要もなかったんですけども、法律に合わせた形でセンターということの名のろうということで、今回改正をさせていただきました。

○委員(甲斐 尊)

はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員(河野 巧)

閉庁時間変更により、こちらで働いている、パートや臨時の方の処遇が変わってくる部分はあるんでしょうか。

◎子ども子育て課長(尾本 浩)

河野委員の質問にお答えいたします。ちあぼーとで働いている会計年度任用職員の方々の処遇ですけども、特にこの時間変更によって処遇が変わるということとはございません。

○委員長(川辺 隆)

他にありませんか。

(「なし」の声)

○委員長（川辺 隆）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第１３号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

異議なしと認めます。

よって第１３号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で、子ども子育て課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩します。

午前１１時２３分 休憩

午前１１時２４分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

次に、学校教育課所管の第２８号議案 白杵市奨学資金に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

◎学校教育課長（新名 敦）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いします。

○委員（甲斐 尊）

条例改正の内容についてとやかく言うものじゃないですけども、一応条件緩和というふうに捉えておりますが、予算委員会での所管になるかもしれませんが、条件緩和ということは、それなりの予算も、前年に増して充実させているかどうか、予算要求ですね。

◎学校教育課長（新名 敦）

予算につきましては通常どおりですけれども、これにつきましては、通常２０名の予算を確保しているんですけども、毎年実は２０名に至るほどたくさんは出してないという状況です。

例えば、今年で言いますと、申請者が18名という形で、その中、収入が多いということで供給できなかった子もいるんですけれども、例年20名を超えるということはありませんので、一応その予算につきましては20名ということ、毎年同じ形で提出しているという状況でございます。以上です。

○委員（甲斐 尊）

はい、ありがとうございました。

○委員長（川辺 隆）

ほかにありませんか。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第28号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

異議なしと認めます。

よって第28号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で、学校教育課所管の議案の審査を終わります。

次に、教育総務課所管の第27号議案 白杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎教育総務課長（後藤誠也）

（ 付議議案、条例議案新旧対照表及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

これまで、旧白杵市内にも幼稚園がありましたが無くなりました。最後の砦というか、通園者があって、公で行っている幼稚園として残っていましたが、今年度休園になったということで、住民として選択枠があるのと全くなくなるのは、大変重要な問題じゃないかなと思っています。ですので、今回閉園というか廃止に伴う条例変更ですけども、今年1年、教育委員会内部で残そうというか、そういう活動が行われたのかというのが分かればお知らせください。

◎教育総務課長（後藤誠也）

河野委員の質問にお答えいたします。特に活動といったことはございません。といいますのが、先ほども申しましたとおり、対象の幼児につきましては、ほぼ100%ほかの私立の保育園等に通っております。ちょっと言い方が悪いんですが変に声をかけると、勧誘ではないかというようなこともありますので、まず教育委員会としては、なぜ公立幼稚園の数が少なくなってきたのかという分析は教育委員会内で行いました。その結果ですが、議員もご存じだと思いますが、保育園等の授業料が無償化されて公立と私立のほうのかかる費用の差がなくなってきたということ。それともう1点は、野津地域の幼稚園につきましては、1年保育ということで、子どもさんを持たれる親については、共働きという方が多いです。そういう生活スタイルが変わってきていますので、2歳3歳児から預けて継続した保育園とか、子ども園から進級していくというような形の方が多いということです。1番大きいのは、保育時間がどうしても午前中しか見られないということで、やはり先ほど言いました共働きであるということで、午後から幼稚園児を見ることができないというような理由が大きな原因だというふうに考えております。その点につきましては解消のしようがないということでしたので、ほかの私立の保育園や子ども園に対しての影響がないようにということと、今回の募集人員が0人であったということも大きな原因だと思ってしまして、公立幼稚園の需要がなくなっていると。しかも、従来でありましたら、1年間で見ていたんですが、今回は2年間経緯を見たところ、募集がなかったということでもありますので、閉園という判断をさせていただきました。以上です。

○委員（河野 巧）

6年、7年ぐらい前になりますか。最後、下南保育所があって、新しく下南園舎ではなくてこども園になったんですけども、臼杵幼稚園がなくなるときに、その部分の人数を、新しい子ども園が引き継いでということで、80名の園児の中の10名は幼稚園児を確保しようというようなこともあったと思うんですけども、今回の条例変更によって、今、市立が2園あるということですけども、この公立が行っていた部分を2園の中で募集人員として募集することは特に考えてないんでしょうか。要するに、臼杵幼稚園がなくなるときに、条件と言ったのかわかんないんですけども、下南子ども園が新しくというか委託業務ですけども、下南保育所を新しく子ども園にするときに、定員を80名だったと思うんですけどそのうち10名は、幼稚園の部分で採用というか募集しようとかいうこともあったと思うんですが、今回廃止するにあたって、今、野津にある市立のこども園に対して、新しくこういう窓口として、幼稚園に行かせたいという親が今後出た場合、そういう枠として残す考えはあるのかないのかお願いしたいと思うんですが。

○委員長（川辺 隆）

休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

◎教育総務課長（後藤誠也）

河野委員の質問にお答えいたします。公の幼稚園が閉園しても、下南の公立の子ども園がございます。そちらにつきましては、白杵市全域から入園が可能ですので、そちらのほうでの受入れという形になると考えております。

○委員（河野 巧）

あと、こういう大きな幼稚園事業っていうか幼稚園から撤退するとなると、これまでその枠で採用された方もいると思いますし、そういったのをなくすことで職員の方も、今年度異動されたと思うんですけども、その辺のご理解は得ているんですか。条例を変更することにあたってというか、そこはもう次ないですよというか、その職場で募集して入った方々は納得されているのでしょうか。

◎教育総務課長（後藤誠也）

河野委員のご質問にお答えいたします。現在、令和5年度休園中の教員につきましては、現在、市長部局のほうで勤務されております。その教諭の職歴が生かせるように、幼児教育に関する部署に現在ついておりますので、私がお本人とお話した限りでは、特にストレスを感じることなく、今までのように子どもたちと接する機会があるというお話は伺っております。以上です。

○委員（河野 巧）

基本的に募集しづらいというご答弁もあったと思うんですけども、私は本当、小・中もそうですけど、幼稚園というのはこれまで教育のほうで長年にわたって携わって、市民の教育という部分でご尽力されたと思うんですけども、昨年0人で今年もなかったっていうことでの廃止の条例ですけども、もし仮に今回休園とかした場合の維持費は、どれぐらい今年1年かかったのか、休園にしておくだけでかかる維持費はどれぐらい試算されているのか分かればお知らせください。

◎教育総務課長（後藤誠也）

申し訳ございません。今、詳細な資料を持っておりませんので、詳しい金額は説明できませんが、現在かかっているのはセコム等の防犯関係、水道、電気、電話など1度契約を終了させてしまうと、復旧するのに大変になりますので、そのような部分については維持費として支払っております。あと遊具の点検とかも、ずっと怠っておりますと程度が悪くなりますので、そういう安全点検とか、そういった費用は執行しております。以上です。

◎学校教育課長（新名 敦）

幼稚園についての教育保育の補足をさせてください。確かに公立の野津幼稚園の廃止に関する条例ということになるんですけれども、幼稚園と小学校の連携においては白杵市教育委員会としては、廃止をしたから力を抜いたとか手を抜いたということではなくて、これは公立私立にかかわらず、白杵の子どもたちは、幼・小・中、これを連携してしっかりやるということには力を入れて取り組んでいるという状況でございます。特に、公立私立にかかわらず、小学校の先生と幼稚園の先生が交流をするとか、子どもの様子を見に行くとか、また特別支援に関わって就学前から、また、市のほかの課と連携しながら取り組んでいくということをしておりますので、そこについては市教委としてもしっかり取り組んでいきたいということをご理解頂きたいと思います。以上でございます。

○委員（河野 巧）

私も幼稚園を卒業した組ですけども、やはり学校のそばにあるということで、園長先生が校長先生を兼務されていた。本当に流れがよかったなという印象があるものですから、こだわってしまうんですけども、今ちょうど教育委員会の内部でも、適正配置の話が行われて、仮に、どちらかの学校が一緒になったときに、そこであれば、幼稚園に通わせたいなって人が、なきにしもあらずと思う部分があるので、そこまでの計画は条例変更する上で、検討はされているのでしょうか。1回廃止してしますと再び条例化するというのは、並大抵じゃないのかなと思う部分があるので、その辺はお考えがあればお聞かせください。

◎学校教育課長（新名 敦）

計画というよりも現在の状況ということで考えますと、白杵市の待機児童がいないということが一つ。そして、以前は1幼稚園、小学校があったんですけども次長が先ほど申し上げたとおり、保護者の働き方とかニーズはかなり広がっておりまして、夕方まで預かってもらわないと困るであるとか、送迎の関係で自宅から離れているけれども違う子ども園に通ったりとか、現状近くの子ども園に通っているという状況ではなくて、保護者の仕事の関係であるとかいう状況がありますので、今のところニーズとしては、公立という形で併設という形がなくても、うまく状況としては合っているのかなというふうに認識しております。以上です。

○委員（甲斐 尊）

先ほど新名課長から、幼児教育に変更はないということで力強いお言葉を頂いたんですけども、いわゆる公的な幼児保育機関として残ったのが下南だけですから、所管は違うんですけども、幼児教育をグリップする教育委員会としてこれまで以上に、下南保育所と認定こども園とよく連携を密にして、河野委員がおっしゃる意味は恐らく保護者の中には公の部分に安心するというか要望ニーズもあるので、教育委員会所属の幼児教育機関がなくなったけれども、今後ともその公立保育所である下南とより連携を深めていっていただきたいと思います。これも要望ですのでよろしくお願いします。

○委員長（川辺 隆）

他に質疑はありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（川辺 隆）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第２７号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（川辺 隆）

異議なしと認めます。

よって、第２７号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で教育総務課所管の議案の審査を終わります。ありがとうございました。休憩します。

午前１１時５２分 休憩

午前１１時５３分 再開

○委員長（川辺 隆）

再開いたします。

以上で、教育民生委員会に付託されました議案７件の審査を終了いたします。

これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

午前１１時５４分 閉会

白杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和６年３月１５日

白杵市議会

教育民生委員会委員長 川辺 隆